平成２４年（フ）第４３１号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目８番８―302号
債務者　髙田　良子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３４号
広島市佐伯区石内南２丁目11番18号、申立時の住所広島市佐伯区河内南１丁目35番28号
債務者　山崎　博司
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３７号
広島市南区翠１丁目11番６メープルリーフ102号、住民票上の住所広島市安佐南区長束西１丁目28番２―９―203号
債務者　髙木みどり
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
福岡県田川郡添田町大字添田2607番地
債務者　小畑　千歳
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県田川市大字夏吉500番地、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎444番地の13
債務者　中山　良太
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８４号
福岡県田川市寿町７番59号　グレース恵寿Ｆ106号室
債務者　村方　美香
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２１８号
宮崎市鶴島３丁目50番地
債務者　湊　　壽光
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町48番５号　セジュールピュア205号、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名102番地
債務者　副田　弘幸
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
沖縄県那覇市字安里405番地５　サンフラワー安里202
債務者　福原枝利子（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３１４号
沖縄県浦添市前田２丁目11番６―203号　コーポストーンリバー
債務者　仲村　　久
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７２号
秋田県潟上市昭和大久保字北野白洲野133番地２
債務者　菅原　智志
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１号
秋田市川尻若葉町２番７号
債務者　鈴木　義紀
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５号
長野県下伊那郡松川町生田5567番地
債務者　清水　明子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第６７０号
京都市伏見区深草大亀谷西寺町78番地７　シャトーブラン101号
債務者　福本　　博
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１４号
京都市伏見区桃山町因幡31番地７　パデシオン桃山526号
債務者　上野都代子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０３号
京都府宇治市小倉町山際80番地の５
債務者　田邊　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
徳島県徳島市国府町府中84―１　ユウコウビル405、住民票上の住所徳島県徳島市八万町下福万190番地の52
債務者　森内　良範
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
徳島地方裁判所民事部